

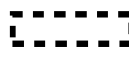
熊原第22-030号
令和4年11月18日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

使用前確認申請内容の変更について

令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した核燃料物質の加工施設に係る使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したため、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第3項の規定により、別記のとおりその変更の内容を説明する書類を提出します。

内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別記

1. 変更の内容

- (1) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「三、申請に係る加工施設の概要」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

(以下、第3次申請の加工施設。)

核燃料物質の貯蔵施設

第1加工棟

第1-1貯蔵容器保管設備(撤去)

粉末・ペレット貯蔵容器I型(撤去)

第1-1燃料集合体保管設備(撤去)

第1-1輸送物保管区域

放射性廃棄物の廃棄施設

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

放射線管理施設

ガンマ線エリアモニタ

その他の加工施設

遮蔽壁

防護壁

緊急設備

通信連絡設備

火災感知設備

消火設備

(以下、第4次申請の加工施設。)

成型施設

第2加工棟

被覆施設

ペレット編成挿入機 No. 1
燃料棒解体装置 No. 1
燃料棒トレイ置台
脱ガス設備 No. 1
燃料棒トレイ
第二端栓溶接設備 No. 1
燃料棒搬送設備 No. 1
燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A)
燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2)
ペレット検査台 No. 2
燃料棒搬送設備 No. 8
ペレット一時保管台
ペレット検査装置 No. 5
ペレット編成挿入機 No. 2-1
燃料棒解体装置 No. 2
計量設備架台 No. 9
計量設備架台 No. 10
燃料棒搬送設備 No. 9

核燃料物質の貯蔵施設

燃料集合体保管ラック C 型 No. 1
燃料集合体保管ラック C 型 No. 2
燃料集合体保管ラック D 型 No. 1

放射性廃棄物の廃棄施設

第 2 廃棄物貯蔵棟 (撤去)
保管廃棄設備 [] (撤去)
第 5 廃棄物貯蔵棟
保管廃棄設備 []

放射線管理施設

モニタリングポスト No. 1
モニタリングポスト No. 2
放射線監視盤 (モニタリングポスト)

その他の加工施設

緊急設備
通信連絡設備
火災感知設備
消火設備

(変更後)

(以下、第3次申請の加工施設。)

核燃料物質の貯蔵施設

第1加工棟

第1-1貯蔵容器保管設備(撤去)

粉末・ペレット貯蔵容器I型(撤去)

第1-1燃料集合体保管設備(撤去)

第1-1輸送物保管区域

放射性廃棄物の廃棄施設

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

保管廃棄設備

放射線管理施設

ガンマ線エリアモニタ

その他の加工施設

遮蔽壁

防護壁

緊急設備

通信連絡設備

火災感知設備

消火設備

(以下、第4次申請の加工施設。)

成型施設

第2加工棟

被覆施設

ペレット編成挿入機 No. 1

燃料棒解体装置 No. 1

燃料棒トレイ置台

脱ガス設備 No. 1

燃料棒トレイ

第二端栓溶接設備 No. 1

燃料棒搬送設備 No. 1

燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置(A)

燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置(2)

ペレット検査台 No. 2
燃料棒搬送設備 No. 8
ペレット一時保管台
ペレット検査装置 No. 5
ペレット編成挿入機 No. 2-1
燃料棒解体装置 No. 2
計量設備架台 No. 9
計量設備架台 No. 10
燃料棒搬送設備 No. 9

核燃料物質の貯蔵施設

燃料集合体保管ラック C型 No. 1
燃料集合体保管ラック C型 No. 2
燃料集合体保管ラック D型 No. 1

放射性廃棄物の廃棄施設

第 2 廃棄物貯蔵棟 (撤去)
保管廃棄設備 [-----] (撤去)
第 5 廃棄物貯蔵棟
保管廃棄設備 [-----]

放射線管理施設

モニタリングポスト No. 1
モニタリングポスト No. 2
放射線監視盤 (モニタリングポスト)

その他の加工施設

緊急設備
通信連絡設備
火災感知設備
消火設備

(以下、第 5 次申請の加工施設。)

(注釈の※n は、第 n 次申請から追加で第 5 次申請の対象とする箇所を示す。)

成型施設

第 2 加工棟※4 (添付書類-1 の注 4 参照)

粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト

粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機

粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機

粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機

粉末搬送機 No. 2-1

供給瓶 No. 2-1

プレス No. 2-1

焙焼炉 No. 2-1

計量設備架台 No. 4

焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置

焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置

有軌道搬送装置

連続焼結炉 No. 2-1

自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）

空気混入防止機構

失火検知機構

過加熱防止機構

冷却水圧力低下検知機構

圧力逃がし機構

可燃性ガス配管

焼結ボート置台

ペレット搬送設備 No. 2-1

センタレス研削装置 No. 2-1

ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置

ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置

ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置

センタレス研削装置 No. 2-1

計量設備架台 No. 7

ペレット検査台 No. 1

焙焼炉 No. 2-1 運搬台車

スクラップ保管ラック F 型運搬台車

ペレット運搬台車 No. 3

被覆施設

X線透過試験機 No. 1

ヘリウムリーク試験機 No. 1

燃料棒検査台 No. 1

燃料棒搬送設備 No. 4

燃料棒搬送設備 No. 5

燃料棒搬送設備 No. 6

ペレット編成挿入機 No. 1※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒解体装置 No. 1※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒トレイ置台※4（添付書類-1の注5参照）

脱ガス設備 No. 1※4（添付書類-1の注5参照）

第二端栓溶接設備 No. 1※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒搬送設備 No. 1※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置（A）※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2）※4（添付書類-1の注5参照）

ペレット検査台 No. 2※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒搬送設備 No. 8※4（添付書類-1の注5参照）

ペレット一時保管台※4（添付書類-1の注5参照）

ペレット検査装置 No. 5※4（添付書類-1の注5参照）

ペレット編成挿入機 No. 2-1※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒解体装置 No. 2※4（添付書類-1の注5参照）

計量設備架台 No. 9※4（添付書類-1の注5参照）

計量設備架台 No. 10※4（添付書類-1の注5参照）

燃料棒搬送設備 No. 9※4（添付書類-1の注5参照）

組立施設

組立機 No. 1 燃料棒挿入装置（1）

組立機 No. 2 燃料棒挿入装置（1）

組立機 No. 1

組立機 No. 2

燃料集合体取扱機 No. 1

縦型定盤 No. 1

燃料集合体外観検査装置 No. 1

立会検査定盤 No. 1

2 ton 天井クレーン No. 1

2.8 ton 天井クレーン

燃料棒運搬台車 No. 1

核燃料物質の貯蔵施設

第1加工棟※3（添付書類-1の注1参照）

スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1

スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1

スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1

ペレット保管ラック D 型 No. 2-1

ペレット搬送設備 No. 3

ペレット搬送設備 No. 4

ペレット保管ラック E 型リフター

第2-2 燃料集合体保管区域

第2-3 燃料集合体保管区域

第2-1 燃料集合体保管区域

第2-4 燃料集合体保管区域

5 ton 天井クレーン

分析試料保管棚

開発試料保管棚

輸送容器搬送コンベア No. 1-1※1（添付書類-1の※1参照）

輸送容器搬送コンベア No. 1-2※1（添付書類-1の※1参照）

粉末缶移載装置 No. 1-1※1（添付書類-1の※1参照）

粉末缶移載装置 No. 1-2※1（添付書類-1の※1参照）

粉末缶搬送コンベア No. 1※1（添付書類-1の※1参照）

輸送容器搬送コンベア No. 2-1※1 (添付書類-1の※1参照)

輸送容器搬送コンベア No. 2-2※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末缶移載装置 No. 2-1※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末缶移載装置 No. 2-2※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末缶搬送コンベア No. 2※1 (添付書類-1の※1参照)

原料保管設備D型 No. 1※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末保管パレット※1 (添付書類-1の※1参照)

原料搬送設備 No. 2※1 (添付書類-1の※1参照)

原料保管設備E型 No. 1※1 (添付書類-1の※1参照)

原料保管設備E型原料搬送設備※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末搬送機 No. 4※1 (添付書類-1の※1参照)

保管容器F型※1 (添付書類-1の※1参照)

保管容器F型 (中性子吸収板I型内蔵型) ※1 (添付書類-1の※1参照)

ペレット保管ラックB型 No. 1※1 (添付書類-1の※1参照)

ペレット保管パレット※1 (添付書類-1の※1参照)

ペレット搬送設備 No. 3※1 (添付書類-1の※1参照)

保管容器G型※1 (添付書類-1の※1参照)

ペレット保管ラックE型 No. 2-1※1 (添付書類-1の注6参照)

燃料棒保管ラックB型 No. 1※1 (添付書類-1の※1参照)

燃料棒保管ラックB型 No. 2※1 (添付書類-1の※1参照)

燃料棒搬送設備 No. 7※1 (添付書類-1の※1参照)

保管容器H型※1 (添付書類-1の※1参照)

粉末・ペレット貯蔵容器I型※3 (添付書類-1の※3参照)

燃料集合体保管ラックC型 No. 1※4 (添付書類-1の注5参照)

燃料集合体保管ラックC型 No. 2※4 (添付書類-1の注5参照)

燃料集合体保管ラックD型 No. 1※4 (添付書類-1の注5参照)

放射性廃棄物の廃棄施設

第1 廃棄物貯蔵棟

第3 廃棄物貯蔵棟

第5 廃棄物貯蔵棟※4 (添付書類-1の※4参照)

気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) ※2 (添付書類-1の※2参照)

気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統)

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)

第1 廃液処理設備

分析廃液処理設備

開発室廃液処理設備

第2 廃液処理設備

第2 廃液処理設備貯留設備

気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統)

気体廃棄設備 No. 2 系統2 (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統)

気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)

気体廃棄設備 No. 2 系統4 (急冷塔給気)

気体廃棄設備 No. 2 系統3 (フィルタ冷却給気)

気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気)

気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4

気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)

W1 廃液処理設備

焼却設備

失火検知機構

過加熱防止機構

圧力逃がし機構

可燃性ガス配管

湿式除染機

乾式除染機

ホイストクレーン

保管廃棄設備

保管廃棄設備

放射線管理施設

ハンドフットクロスモニタ

エアスニファ (管理区域内)

エアスニファ (排気口)

ダストモニタ (換気用モニタ)

ダストモニタ (排気用モニタ)

放射線監視盤 (ダストモニタ)

ガンマ線エリアモニタ

ガンマ線エリアモニタ※3 (添付書類-1の※3参照)

放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)

モニタリングポスト No. 1※4 (添付書類-1の※4参照)

モニタリングポスト No. 2※4 (添付書類-1の※4参照)

放射線監視盤 (モニタリングポスト) ※4 (添付書類-1の※4参照)

流し

低バックグラウンドカウンタ

気象観測装置

警報集中表示盤

その他の加工施設

発電機・ポンプ棟

遮蔽壁

遮蔽壁※3 (添付書類-1の※3参照)

防護壁※3 (添付書類-1の※3参照)

消火設備

緊急設備

通信連絡設備

通信連絡設備※3 (添付書類-1の注2参照)

通信連絡設備※4 (添付書類-1の注2参照)

火災感知設備

火災感知設備※3 (添付書類-1の注3参照)

非常用電源設備 No. 1

非常用電源設備 No. 2

非常用電源設備 A

分析設備

燃料開発設備

自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)

空気混入防止機構

過加熱防止機構

圧力逃がし機構

可燃性ガス配管

試験検査設備 (撤去)

計量設備

放射線測定装置

試験開発設備※2 (添付書類-1の※2参照)

- (2) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「四、法第16条の2第1項又は第2項の認可年月日及び認可番号」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号等
令和2年10月2日 原規規発第2010025号（第3次申請）
（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）
令和3年5月24日 原規規発第2105241号（第4次申請）
（令和3年11月8日付け熊原第21-042号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）

(変更後)

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号等
令和2年10月2日 原規規発第2010025号（第3次申請）
（令和3年9月16日付け熊原第21-041号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）
令和3年5月24日 原規規発第2105241号（第4次申請）
（令和3年11月8日付け熊原第21-042号にて軽微な変更の届出）
（令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）
令和4年11月16日 原規規発第2211164号（第5次申請）

- (3) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「五、使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号*）
期日 自 2020年（令和2年）11月5日
至 2023年（令和5年）2月中旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号*）

期日 自 2021年（令和3年） 9月30日
至 2023年（令和5年） 3月下旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号*）

期日 自 2022年（令和4年） 4月21日
至 2023年（令和5年） 2月下旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

*核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

（変更後）

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号*）

期日 自 2020年（令和2年） 11月5日
至 2023年（令和5年） 6月上旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号*）

期日 自 2021年（令和3年） 9月30日
至 2023年（令和5年） 6月下旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号*）

期日 自 2022年（令和4年） 4月21日
至 2023年（令和5年） 6月中旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

*核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

- (4) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「六、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

2023年(令和5年) 4月28日

(変更後)

2023年(令和5年) 7月14日

- (5) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の「七、加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」を「七、加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」とし、その記載事項について、以下のとおり変更する。

(変更前)

- 七、加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

期間 設工認(第4次申請)に基づいて行う第5廃棄物貯蔵棟、保管廃棄設備[]、廃棄物保管区域及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備(緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備)の使用前事業者検査並びに設工認(第5次申請)に基づいて行う第5廃棄物貯蔵棟の付属設備である自動火災報知設備(受信機)、所内通信連絡設備(電話交換機)及び非常用電源設備の使用前事業者検査が完了した日の翌日から「六、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」に示す前日までの間

方法 設工認(第4次申請及び第5次申請)の工事の方法及び現に認可を受けた保安規定に従った方法

(変更後)

- 七、加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

使用の期間

自:令和4年12月14日以降であつて、完成した一部を使用する前に必要なすべての使用前事業者検査が完了し、使用前確認を行った日

至:使用前確認証交付日

使用の方法

第5 廃棄物貯蔵棟が完成したことから第2 廃棄物貯蔵棟の放射性液体廃棄物を移動するため、使用前確認証交付まで以下の設備を使用する。

なお、使用に当たっては、保安規定に基づき放射線管理、施設管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置等の保安の確保のために必要な措置を行い使用する。

(一部使用する設備)

(i) 第3次申請

その他の加工施設

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))

(ii) 第4次申請

放射性廃棄物の廃棄施設

第5 廃棄物貯蔵棟

保管廃棄設備 [-----] 廃棄物保管区域

その他の加工施設 (設置場所：第5 廃棄物貯蔵棟)

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))

火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)

消火設備 消火器

緊急設備 避難通路

緊急設備 非常用照明

緊急設備 誘導灯

(iii) 第5次申請

その他の加工施設

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) (設置場所：事務棟)

通信連絡設備 所外通信連絡設備

火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) (設置場所：第3 廃棄物貯蔵棟)

消火設備 可搬消防ポンプ

緊急設備 可搬型照明

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 (設置場所：発電機・ポンプ棟)

非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (設置場所：屋外)

非常用電源設備 A 非常用発電機 (設置場所：屋外)

加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由について、添付書類－4 に示す。

- (6) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-1：工事の工程に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

- (7) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-3：保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付3に示す。

(変更後)

添付4に示す。

- (8) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号及び令和4年7月21日付け熊原第22-016号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-4：加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付5に示す。

(変更後)

添付6に示す。

2. 変更の理由

- ・ 令和4年11月16日付け原規規発第 2211164 号をもって認可された核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画（第5次申請）の内容を反映する。
- ・ 第5廃棄物貯蔵棟の一部使用について明確にする。
- ・ 使用前事業者検査の実績を追加するとともに予定を変更する。

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度											
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
											▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲			△ △ △			△ △ □								
令和3年5月24日付け 原規発第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月8日付け 熊原第21-042号にて 軽微な変更の届出) (令和4年7月19日付け 熊原第22-013号にて 軽微な変更の届出)	成型施設	第2加工棟	第2加工棟 —	改造				▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲						▲▲▲▲▲▲						△ △ △			△ △ □			○					
	被覆施設	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	改造										▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	改造				▲▲			▲			▲						△ □						○					
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	改造							▲						▲			△ □						○					
		第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	改造				▲			▲▲			▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒解体装置 No.1 —	改造							▲▲			▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒トレイ置台 —	改造							▲▲			▲▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ	改造				▲▲			▲▲			▲						□						○					
		第2加工棟	脱ガス設備 No.1 運搬台車	改造										▲			▲			□						○					
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	改造				▲▲▲▲												△ □						○					
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	改造				▲▲▲▲												△ □						○					
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	改造				▲▲▲▲												△ □						○					
		第2加工棟	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	改造				▲▲▲▲												△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	改造										▲▲▲						▲			△ □						○		
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	変更なし										▲▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	変更なし										▲						△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	改造										▲			▲			△ □						○					
		第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) —	変更なし													▲			△ □						○					
第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) —	改造										▲						▲			△ □						○				

- 【凡例】
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査(1号検査) (予定)
 - ▲ : 使用前事業者検査(1号検査) (実績)
 - ▽ : 使用前事業者検査(2号検査) (予定)
 - ▼ : 使用前事業者検査(2号検査) (実績)
 - : 使用前事業者検査(3号検査) (予定)
 - : 使用前事業者検査(3号検査) (実績)
 - : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設工認の 認可番号等	施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年 (令和5年)度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
令和3年5月24日付け 原規規発第 2105241号 (第4次申請) (令和3年 11月8日付 け熊原第 21-042号に て軽微な変 更の届出) (令和4年7 月19日付 け熊原第 22- 013号にて 軽微な変更 の届出)	放射線管 理施設	屋外	モニタリングポストNo.1 —	改造										▲▲			▲	▲	▲	△□ ▽				○				
		屋外	モニタリングポストNo.2 —	改造										▲▲			▲	▲	▲	△□ ▽				○				
		第2加工棟 ┌───┐ └───┘	放射線監視盤(モニタリングポスト) —	改造													▲			△□ ▽				○				
	その他の 加工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造													▲	▼		△ ▽	△□ ▽				○			
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造																			△□ ▽				○	
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造																			△□ ▽				○	
		第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし																			△□ ▽				○	
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造													—————					△ ▽	△□ ▽				○	
		第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造													—————					△ ▽	△□ ▽				○	
		第2加工棟	消火設備 消火器	増設													—————							△□				○
		第2加工棟	緊急設備 避難通路	新設													—————							△□○				○
		第2加工棟	緊急設備 非常用照明	改造													—————			▲	▼		△ ▽	△□ ▽				○
		第2加工棟	緊急設備 誘導灯	改造													—————			▲	▼		△ ▽	△□ ▽				○
		第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	新設				▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲					△	□				○	
		第2加工棟	緊急設備 防護壁	新設				▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲								△	□				○	
		第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造				▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲					△	□				○	
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造				▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲					△	□				○			

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査(1号検査)(予定)
- ▲ : 使用前事業者検査(1号検査)(実績)
- ▽ : 使用前事業者検査(2号検査)(予定)
- ▼ : 使用前事業者検査(2号検査)(実績)
- : 使用前事業者検査(3号検査)(予定)
- : 使用前事業者検査(3号検査)(実績)
- : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

工事の工程に関する説明書

設工認の認可番号等：令和2年10月2日付け原規規発第2010025号（第3次申請）（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）

注1：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて防火シャッター、隙間閉止部、ガラリ閉止部の適合性を確認することを示す。

※n（n=3）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度						
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	{1001}	改造	▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲			■▲			▲▲			注1 △ △□ ▽ △□ ▽			○						
	第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	{5064}	撤去										■												○						
	第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型	{5066}	撤去										▲									※3 □○									
	第1加工棟	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域	{5065}	撤去										■									○									
	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	{5009}	新設										▲						□			○									
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6155}	改造 ⁽¹⁾										▲ ▼			■									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6156}	改造										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6157}	変更なし										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6158}	変更なし										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6159}	改造										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6160}	変更なし										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6161}	変更なし										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6162}	改造 ⁽¹⁾										■			▲ ▼									○						
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	改造 ⁽¹⁾										■			▲ ▼									○						
放射線管理施設	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7008}	移設				▲			▼			▲			▼			■						※3 □○						

(1) 最大保管廃棄量の変更であり、工事を伴わない。

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査（1号検査）（予定）
- ▲ : 使用前事業者検査（1号検査）（実績）
- ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）（予定）
- ▼ : 使用前事業者検査（2号検査）（実績）
- : 使用前事業者検査（3号検査）（予定）
- : 使用前事業者検査（3号検査）（実績）
- : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和3年5月24日付け原規規発第2105241号（第4次申請）（令和3年11月8日付け熊原第21-042号及び令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）

注4：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて防火区画の改造、火災区画境界の壁の貫通部処置等の適合性を確認することを示す。

注5：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて臨界防止の複数ユニットの適合性を確認することを合わせて示す（{3008-2}脱ガス設備No.1 燃料棒トレイを除く。）。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年（令和5年）度				
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
成型施設	第2加工棟	第2加工棟 —	{1002}	改造						▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲				▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲																	注4 △□○		
被覆施設	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部	{3001}	改造													▲	▲	▲	▲	▲												注5 △□○			
	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	{3002}	改造							▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲					▲																注5 △□○			
	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	{3003}	改造								▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲							▲	▲												注5 △□○			
	第2加工棟	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	{3004}	改造							▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲					▲																	注5 △□○		
	第2加工棟	燃料棒解体装置 No.1 —	{3006}	改造									▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																				注5 △□○		
	第2加工棟	燃料棒トレイ置台 —	{3007}	改造													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲															注5 △□○		
	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ	{3008} {3008-2}	改造 変更なし									▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲																			注5 △□○		
	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 運搬台車	{3009}	改造													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲																注5 △□○	
	第2加工棟	第二段栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	{3010}	改造								▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																						注5 △□○	
	第2加工棟	第二段栓溶接設備 No.1 第二段栓溶接 No.1-1部	{3011}	改造								▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																							注5 △□○
	第2加工棟	第二段栓溶接設備 No.1 第二段栓溶接 No.1-2部	{3012}	改造								▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																							注5 △□○
	第2加工棟	第二段栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	{3013}	改造								▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																							注5 △□○
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部	{3014}	改造													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																	注5 △□○	
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	{3015}	変更なし													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																		注5 △□○
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	{3016}	変更なし													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲																		注5 △□○
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	改造													▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲																注5 △□○	
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装 置（A） —	{3018}	変更なし																																注5 △□○
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装 置（2） —	{3019}	改造															▲																注5 △□○	

- 【凡例】**
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査（1号検査）（予定）
 - ▲ : 使用前事業者検査（1号検査）（実績）
 - ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）（予定）
 - ▼ : 使用前事業者検査（2号検査）（実績）
 - : 使用前事業者検査（3号検査）（予定）
 - : 使用前事業者検査（3号検査）（実績）
 - : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和3年5月24日付け原規規発第2105241号（第4次申請）（令和3年11月8日付け熊原第21-042号及び令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）

注2：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

※n（n=4）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	4月	5月	6月
放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.1 —	{7026}	改造												▲▲	▲	▲	▲			△□				※4	□○	
	屋外	モニタリングポスト No.2 —	{7027}	改造												▲▲	▲	▲	▲			△□				※4	□○	
	第2加工棟 ┌───┐ └───┘	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	{7027-2}	改造														▲	▲			△□				※4	□○	
その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007}	改造														▲	▼			△□				注2	□○ ▼	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	{8007-12}	改造																		△□				注2	□○ ▼	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	{8007-11}	改造																		△□					○	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-13}	変更なし																		△□					○	
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009}	改造																		△□					○	
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-11}	改造																		△□					○	
	第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設																		△□					○	
	第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設																		△□					○	
	第2加工棟	緊急設備 非常用照明	{8029}	改造																		△□					○	
	第2加工棟	緊急設備 誘導灯	{8029-4}	改造																		△□					○	
	第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	新設				▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲						□					○	
	第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	新設												▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲			□					○		
	第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造				▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲						□					○		
	第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造												▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲	▲▲	▲▲	▲	□				○		

- 【凡例】
- : 工事
 - △ : 使用前事業者検査（1号検査）（予定）
 - ▲ : 使用前事業者検査（1号検査）（実績）
 - ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）（予定）
 - ▼ : 使用前事業者検査（2号検査）（実績）
 - : 使用前事業者検査（3号検査）（予定）
 - : 使用前事業者検査（3号検査）（実績）
 - : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和3年5月24日付け原規規発第2105241号（第4次申請）（令和3年11月8日付け熊原第21-042号及び令和4年7月19日付け熊原第22-013号にて軽微な変更の届出）

注2：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度						
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-10}	撤去																																		○
	第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8}	撤去																																		○
	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8038-3}	撤去																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））※	{8007-5}	新設																																		注2 □ ○ ▽
	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））※	{8007-6}	新設																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）※	{8009-4}	新設																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器※	{8010-4}	新設																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路※	{8034}	新設																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明※	{8037}	新設																																		○
	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯※	{8037-2}	新設																																		○
	屋外	消火設備 屋外消火栓配管	{8012-6}	仮移設 ⁽³⁾																																		

(3) 第5次申請の消火設備 屋外消火栓により、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

※：第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査（1号検査）（予定）
- ▲ : 使用前事業者検査（1号検査）（実績）
- ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）（予定）
- ▼ : 使用前事業者検査（2号検査）（実績）
- : 使用前事業者検査（3号検査）（予定）
- : 使用前事業者検査（3号検査）（実績）
- : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	4月	4月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
成型施設	第2加工棟	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト	{2042}	改造	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【凡例】</p> <p>■：工事</p> <p>△：使用前事業者検査（1号検査）</p> <p>▽：使用前事業者検査（2号検査）</p> <p>□：使用前事業者検査（3号検査）</p> <p>○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）</p> </div>																				
	第2加工棟	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機	{2043}	改造																					
	第2加工棟	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	{2044}	改造																					
	第2加工棟	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	{2045}	改造																					
	第2加工棟	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	{2046}	変更なし																					
	第2加工棟	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	{2047}	改造																					
	第2加工棟	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	{2048}	改造																					
	第2加工棟	プレス No. 2-1	{2050}	改造																					
	第2加工棟	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	{2051}	改造																					
	第2加工棟	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	{2052}	改造																					
	第2加工棟	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	{2053}	改造																					
	第2加工棟	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	{2054}	改造																					
	第2加工棟	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	{2055}	改造																					
	第2加工棟	計量設備架台 No. 4	{2057}	変更なし																					
	第2加工棟	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	{2058}	改造																					
	第2加工棟	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	{2059}	変更なし																					
	第2加工棟	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	{2060}	変更なし																					
	第2加工棟	焼結炉搬送機 No. 2-1 ポート搬送装置 ポート搬送装置部	{2061}	改造																					
	第2加工棟	焼結炉搬送機 No. 2-1 ポート搬送装置 段積装置部	{2062}	変更なし																					
	第2加工棟	有軌道搬送装置	{2063}	改造																					

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年 （令和5年）度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
成型施設	第2加工棟	連続焼結炉 No.2-1	{2064}	改造	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（1号検査） ▽：使用前事業者検査（2号検査） □：使用前事業者検査（3号検査） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																							
	第2加工棟 [ダッシュボックス]、屋外	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	{2064-2}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	空気混入防止機構	{2064-3}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	失火検知機構	{2064-4}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	過加熱防止機構	{2064-5}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	冷却水圧力低下検知機構	{2064-6}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	圧力逃がし機構	{2064-7}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]、屋外	可燃性ガス配管	{2064-8}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	焼結ボート置台	{2065}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	{2066}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部	{2067}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部	{2068}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台部	{2069}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	センタレス研削装置 No.2-1 ペレット供給機	{2070}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	{2071}	改造																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	センタレス研削装置 No.2-1 ペレット乾燥機	{2072}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット 移載装置 ペレット検査台部	{2073}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット 移載装置 ペレット移載部	{2074}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット 移載装置 ペレット採取部	{2075}	変更なし																								
	第2加工棟 [ダッシュボックス]	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット 搬送装置 波板搬送コンベア No.1部	{2076}	変更なし																								

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度									2022年(令和4年)度									2023年(令和5年)度																		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
被覆施設	第2加工棟	X線透過試験機 No. 1	{3032}	改造	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> 【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（1号検査） ▽：使用前事業者検査（2号検査） □：使用前事業者検査（3号検査） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査） </div>																														12月	△	△□○							
	第2加工棟	ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	{3033}	変更なし																																							△	△□○
	第2加工棟	ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	{3034}	改造																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（B）部	{3035}	改造																																			△	△□○				
	第2加工棟	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	{3036}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（C）部	{3037}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア（1）部	{3038}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移栽（3）部	{3039}	改造																																			△	△□○				
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移栽（4）部	{3040}	改造																																		△	△□○					
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台（1）部	{3041}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台（2）部	{3042}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（1）部	{3043}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（2）部	{3044}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移栽（5）部	{3045}	改造																																		△	△□○					
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア（2）部	{3046}	変更なし																																				△	△□○			
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移栽（6）部	{3047}	変更なし																																				△	△□○			

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規発第2211164号（第5次申請）

注6：第1次申請で適合性を確認した事項のうちペレット保管ラックE型 No. 2-1 の臨界防止の複数ユニットは、第5次申請に基づいて適合性を確認する設備・機器を含めて適合性を確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度						
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックF型 No. 2-1	{5036}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No. 2-1	{5037}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	スクラップ保管ラックE型 No. 2-1	{5038}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No. 2-1	{5039}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	{5042}	変更なし																						△□○
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	{5043}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	{5044}	変更なし																						△□○
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	{5045}	改造																			△			△□○ ▽
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	{5046}	変更なし																						△□○
	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフター	{5048}	改造																			△			△□○ ▽
	第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域	{5056}	変更なし																						△□○
	第2加工棟	第2-3燃料集合体保管区域	{5057}	変更なし																						△□○
	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域	{5058}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	第2-4燃料集合体保管区域	{5059}	改造																			△			△□○
	第2加工棟	5ton天井クレーン	{5060}	変更なし																						△□○ ▽
	第2加工棟	分析試料保管棚	{5061}	新設																			△			△□○
	第2加工棟	開発試料保管棚	{5062}	改造																			△			△□○
第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	{5047}	改造																						注6 △□○	

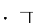
【凡例】

- ：工事
- △：使用前事業者検査（1号検査）
- ▽：使用前事業者検査（2号検査）
- ：使用前事業者検査（3号検査）
- ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度																
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 [Dashed Box]	燃料棒保管ラックB型 No. 1 ^{*1}	{5049}	改造																																						□○
	第2加工棟 [Dashed Box]	燃料棒保管ラックB型 No. 2 ^{*1}	{5050}	改造																																					□○	
	第2加工棟 [Dashed Box]	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッカクレーン ^{*1}	{5052}	改造																																				□○		
	第2加工棟 [Dashed Box]	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア ^{*1}	{5051}	変更なし																																				□○		
	第2加工棟 [Dashed Box]	保管容器H型 ^{*1}	{5005}	変更なし																																					□○	

【凡例】
 : 工事
 △ : 使用前事業者検査（1号検査）
 ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）
 □ : 使用前事業者検査（3号検査）
 ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年 (令和5年)度																
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月											
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	{6001}	変更なし																																△□○ ▽
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	{6002}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	{6003}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	{6004}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	{6005}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	{6006}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	{6007}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）	{6008}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-401）	{6009}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-402）	{6010}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-403）	{6011}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-404）	{6012}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-405）	{6013}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-406）	{6014}	改造																														△	△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-407）	{6015}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 []	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-408）	{6016}	変更なし																															△□○ ▽	
	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	{6017}	改造																														△	△□○ ▽	
	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	{6018}	改造																														△	△□○ ▽	
	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	{6019}	改造																														△	△□○ ▽	

【凡例】
 : 工事
 △ : 使用前事業者検査（1号検査）
 ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）
 □ : 使用前事業者検査（3号検査）
 ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度				
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I（部屋排気系統）ダクト	{6020}	改造	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【凡例】 ■ : 工事 △ : 使用前事業者検査（1号検査） ▽ : 使用前事業者検査（2号検査） □ : 使用前事業者検査（3号検査） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査） </div>																		△	△□○
	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II（部屋排気系統）ダクト	{6021}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III（部屋排気系統）ダクト	{6022}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV（部屋排気系統）ダクト	{6023}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統）ダクト	{6024}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統）ダクト	{6025}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII（部屋排気系統）ダクト	{6026}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII（局所排気系統）ダクト	{6027}	改造																			△	△□○
	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I（部屋排気系統）閉じ込め弁	{6028}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II（部屋排気系統）閉じ込め弁	{6029}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III（部屋排気系統）閉じ込め弁	{6030}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV（部屋排気系統）閉じ込め弁	{6031}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統）閉じ込め弁	{6032}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統）閉じ込め弁	{6033}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII（部屋排気系統）閉じ込め弁	{6034}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII（局所排気系統）閉じ込め弁	{6035}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V（給気系統）閉じ込め弁	{6036}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI（給気系統）閉じ込め弁	{6036-2}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV（給気系統）閉じ込め弁	{6036-3}	変更なし																				△□○
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII（給気系統）閉じ込め弁	{6036-4}	変更なし																				△□○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=2）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度											
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6072}	改造																																△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6073}	改造																															△	△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6074}	変更なし																																△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6075}	変更なし																															△□○		
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（給気系統） 閉じ込めダンパー	{6076}	改造																															△	△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気） 閉じ込めダンパー	{6076-2}	変更なし																																△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統3（フィルタ冷却給気） 閉じ込めダンパー	{6076-3}	変更なし																																△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（自然給気） 閉じ込めダンパー	{6076-4}	変更なし																																△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 給気フィルタ	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（給気系統） 給気フィルタ	{6077}	変更なし																																△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟 給気フィルタ	気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気） 給気フィルタ	{6077-2}	変更なし																																	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 給気フィルタ	気体廃棄設備 No.2 系統3（フィルタ冷却給気） 給気フィルタ	{6077-3}	変更なし																																	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 給気フィルタ	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（自然給気） 給気フィルタ	{6077-4}	変更なし																																	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 給気ファン	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（給気系統） 給気ファン	{6078}	変更なし																																	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（給気系統） ダクト	{6079}	改造																																△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	{6080}	改造																																△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統） —	{6080-2}	改造																																△	△□○
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）*2	{6019-2}	部分撤去																																□○	
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） ダクト*2	{6027-2}	部分撤去																																□○	

【凡例】
 〃 : 工事
 △ : 使用前事業者検査（1号検査）
 ▽ : 使用前事業者検査（2号検査）
 □ : 使用前事業者検査（3号検査）
 ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																												
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																							
放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 焼却炉	{6138}	改造	【凡例】 ─── : 工事 △ : 使用前事業者検査（1号検査） ▽ : 使用前事業者検査（2号検査） □ : 使用前事業者検査（3号検査） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																											
	第1 廃棄物貯蔵棟	失火検知機構 —	{6138-2}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	過加熱防止機構 —	{6138-3}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	圧力逃がし機構 —	{6138-4}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス配管 —	{6138-5}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 バグフィルタ	{6139}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 投入ブッシャ	{6140}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 前処理フード	{6141}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 フィルタ処理フード	{6142}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 投入リフト	{6143}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	焼却設備 急冷塔	{6144}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	湿式除染機 湿式除染部	{6145}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	湿式除染機 水洗除染タンク	{6146}	改造																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	乾式除染機 —	{6147}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	ホイスクレーン 2トンチェーンブロック	{6148}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	ホイスクレーン 1トンチェーンブロック	{6149}	変更なし																																												
	第1 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6153}	変更なし																																												
	第3 廃棄物貯蔵棟	第3 廃棄物貯蔵棟 —	{1005}	改造																																												
	第3 廃棄物貯蔵棟	ホイスクレーン 1トンチェーンブロック	{6151}	変更なし																																												
	第3 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6154}	変更なし																																												

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																																		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																													
その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No.2	{1009}	変更なし	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（1号検査） ▽：使用前事業者検査（2号検査） □：使用前事業者検査（3号検査） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																										△□○							
	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No.3	{1010}	変更なし																																														△□○				
	第2加工棟	消火設備 自動式の消火設備	{8011}	新設																																																	△	△□○
	第2加工棟	消火設備 屋内消火栓	{8012}	改造																																														△	△□○			
	第2加工棟	緊急設備 漏水検知器	{8052}	改造																																														△	△□○			
	第2加工棟	緊急設備 遮水板	{8065}	新設																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-3}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	{8007-14}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-2}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-12}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-2}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	{8031}	新設																																																	△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8032}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	{8032-2}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）	{8055}	新設																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 漏水検知器	{8056}	改造																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 遮水板	{8065-2}	新設																																														△	△□○			
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8064-2}	改造																																														△	△□○			

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度															
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月										
その他の 加工施設	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	{8007-17}	変更なし																														△□○ ▽	
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-19}	変更なし																														△□○ ▽	
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	{8007-20}	改造																														△ △□○ ▽	
	屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-21}	改造																														△ △□○ ▽	
	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備*	{8008}	変更なし																														△ △□ ▽	
	屋外	消火設備 屋外消火栓 ⁽⁵⁾	{8012-2}	改造																														△ △□○ ▽	
	屋外	消火設備 可搬消防ポンプ*	{8012-8}	変更なし																														△ △□ ▽	
	第2加工棟 []	分析設備 粉末取扱フードNo.1	{8013}	改造																														△ △□○ ▽	
	第2加工棟 []	分析設備 粉末取扱フードNo.2	{8014}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	分析設備 粉末取扱フードNo.3	{8015}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	分析設備 ドラフトチャンバNo.1	{8016}	改造																															△ △□○
	第2加工棟 []	分析設備 ドラフトチャンバNo.2	{8017}	改造																															△ △□○
	第2加工棟 []	分析設備 ドラフトチャンバNo.3	{8018}	改造																															△ △□○
	第2加工棟 []	燃料開発設備 スクラップ処理装置	{8019}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 試料調整用フード	{8020}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	{8021}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	{8022}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 粉末取扱フード	{8023}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 プレス	{8024}	改造																															△ △□○ ▽
	第2加工棟 []	燃料開発設備 加熱炉	{8025}	改造																															△ △□○ ▽

【凡例】
 ──：工事
 △：使用前事業者検査（1号検査）
 ▽：使用前事業者検査（2号検査）
 □：使用前事業者検査（3号検査）
 ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

(5) 本設備・機器には、第2次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓配管を含む。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

※： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=2）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度			2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
その他の加工施設	屋外	緊急設備 感震計	{8042-2}	改造	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（1号検査） ▽：使用前事業者検査（2号検査） □：使用前事業者検査（3号検査） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																		△	△	△□○
	第2加工棟	緊急設備 防火ダンパー	{8045}	改造																			△	△□○	
	第2加工棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046}	改造																			△	△	△□○
	第2加工棟 屋外	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046-2}	改造																			△	△	△□○
	第2加工棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	{8047}	改造																			△	△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	{8054}	改造																			△	△	△□○
	第2加工棟	緊急設備 防水カバー	{8058}	新設																			△	△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防水カバー	{8058-2}	新設																			△	△□○	
	第2加工棟 屋外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	{8059}	新設																			△	△	△□○
	第1廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	{8059-2}	改造																			△	△	△□○
	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	{8060}	新設																			△	△	△□○
	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8060-2}	改造																			△	△□○	
	発電機・ポンプ棟	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	{8061}	新設																			△	△	△□○
	屋外	緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8061-2}	改造																			△	△□○	
	第2加工棟	緊急設備 防護板	{8062}	改造																			△	△□○	
	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護板	{8062-2}	新設																			△	△□○	
	第2加工棟	分析設備 計量設備架台 No. 12	{8066-4}	撤去																			△	△□○	
	第2加工棟	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	{8070-3}	撤去																			△	△□○	
	第2加工棟	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	{8070-4}	撤去																			△	△□○	
	第2加工棟	計量設備 上皿電子天秤	{8068}	改造																			△	△□○	
第1加工棟	放射線測定装置	{8068-2}	変更なし		△□○																				
第2加工棟	試験開発設備 試験設備ベース※2	{8083-3}	撤去		□○																				

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きいが見知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2) 以外のもの	D

* 1 : 事業許可で選定・評価した 4 つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

* 2 : 当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第 3 次申請及び第 4 次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分 A に該当する機器はない。別紙－ 1 に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

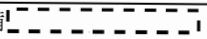
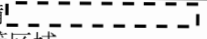
各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類	
令和2年10月2日付け 原規規発第 2010025号 (第3次申請) (令和3年9月16日付け 熊原第21-041号にて軽 微な変更の 届出) (令和4年7月19日付け 熊原第22-012号にて軽 微な変更の 届出)	核燃料物 質の貯蔵 施設	第1加工棟	C	第3類	
		—			
	放射線管 理施設	放射線管 理施設	第1-1輸送物保管区域	D	—
			—		
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
			保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
	その他の 加工施設	その他の 加工施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	C	第3類
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	C	第1類
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	C	第1類
			防護壁 防護壁 No. 1	C	第1類
			緊急設備 非常用照明	C	第3類
			緊急設備 誘導灯	C	第3類
			緊急設備 避難通路	D	—
			緊急設備 コンクリート閉止部	C	第3類
			緊急設備 大型外扉	C	第3類
			緊急設備 外扉	C	第3類
			通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類
			通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第3類
			通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
			火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第3類
			火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第3類
			消火設備 消火器	C	—
			消火設備 屋外消火栓 (仮移設)	C	第3類
	消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	C	第3類		

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請) (令和3年 11月8日付 け熊原第21- 042号にて軽 微な変更の 届出) (令和4年7 月19日付け 熊原第22- 013号にて軽 微な変更の 届出)	成型施設	第2加工棟 —	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 1 —	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	C	第1類
		脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	C	第1類
		燃料棒トレイ —	C	—
		脱ガス設備 No. 1 運搬台車	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) —	C	第1類
		ペレット検査台 No. 2 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	C	第1類
		ペレット検査装置 No. 5 —	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 2 —	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請) (令和3年 11月8日付 け熊原第21- 042号にて軽 微な変更の 届出) (令和4年7 月19日付け 熊原第22- 013号にて軽 微な変更の 届出)	被覆施設	計量設備架台 No. 9 —	C	第2類
		計量設備架台 No. 10 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 9 —	C	第2類
	核燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合体保管ラック C型 No. 1 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラック C型 No. 2 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラック D型 No. 1 —	C	第1類
	放射線廃 棄物の廃 棄施設	第2廃棄物貯蔵棟 (撤去) —	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	D	—
		第5廃棄物貯蔵棟 —	C	第3類
		保管廃棄設備  廃棄物保管区域	D	—
	放射線管 理施設	モニタリングポスト No. 1 —	C	第2類
		モニタリングポスト No. 2 —	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	C	第2類
	その他の 加工施設	緊急設備 避難通路	D	—
		緊急設備 非常用照明	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	C	第1類
		緊急設備 防護壁	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉	D	第1類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	D	—
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第3類
		消火設備 消火器	C	—
消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)		C	第3類	

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きい が検知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(*1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(*2) 以外のもの	D

* 1 : 事業許可で選定・評価した 4 つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

* 2 : 当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第 3 次申請、第 4 次申請及び第 5 次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分 A に該当する機器はない。別紙－ 1 に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

各機器の保全区分一覧

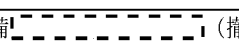
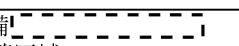
設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和 2 年 10 月 2 日付け 原規規発第 2010025 号 (第 3 次申 請) (令和 3 年 9 月 16 日付け 熊原第 21- 041 号にて軽 微な変更の 届出) (令和 4 年 7 月 19 日付け 熊原第 22- 012 号にて軽 微な変更の 届出)	核燃料物 質の貯蔵 施設	第 1 加工棟 —	C	第 3 類
		第 1 - 1 輸送物保管区域 —	D	—
	放射性廃 棄物の廃 棄施設	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	D	—
	放射線管 理施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	C	第 3 類
	その他の 加工施設	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	C	第 1 類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	C	第 1 類
		防護壁 防護壁 No. 1	C	第 1 類
		緊急設備 非常用照明	C	第 3 類
		緊急設備 誘導灯	C	第 3 類
		緊急設備 避難通路	D	—
		緊急設備 [※] コンクリート閉止部	C	第 3 類
		緊急設備 [※] 大型外扉	C	第 3 類
		緊急設備 [※] 外扉	C	第 3 類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第 3 類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第 3 類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第 3 類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第 3 類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第 3 類
	消火設備 消火器	C	—	
	消火設備 屋外消火栓 (仮移設)	C	第 3 類	
	消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	C	第 3 類	

*:第 5 次申
請に基づい
て、第 3 次申
請の第 1 加
工棟に付属
設備として
第 1 加工棟
の建物本体
に設置する
当該の緊急
設備を含む
ことを示す。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請) (令和3年 11月8日付 け熊原第21- 042号にて軽 微な変更の 届出) (令和4年7 月19日付け 熊原第22- 013号にて軽 微な変更の 届出)	成型施設	第2加工棟 —	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 1 —	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	C	第1類
		脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	C	第1類
		燃料棒トレイ —	C	—
		脱ガス設備 No. 1 運搬台車	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) —	C	第1類
		ペレット検査台 No. 2 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	C	第1類
		ペレット検査装置 No. 5 —	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 2 —	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和3年5月 24日付け原 規規発第 2105241号 (第4次申 請) (令和3年 11月8日付 け熊原第21- 042号にて軽 微な変更の 届出) (令和4年7 月19日付け 熊原第22- 013号にて軽 微な変更の 届出)	被覆施設	計量設備架台 No. 9 —	C	第2類
		計量設備架台 No. 10 —	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 9 —	C	第2類
	核燃料物 質の貯蔵 施設	燃料集合体保管ラックC型 No. 1 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラックC型 No. 2 —	C	第1類
		燃料集合体保管ラックD型 No. 1 —	C	第1類
	放射性廃 棄物の廃 棄施設	第2廃棄物貯蔵棟 (撤去) —	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	D	—
		第5廃棄物貯蔵棟 —	C	第3類
		保管廃棄設備  廃棄物保管区域	D	—
	放射線管 理施設	モニタリングポスト No. 1 —	C	第2類
		モニタリングポスト No. 2 —	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	C	第2類
	その他の 加工施設	緊急設備 避難通路	D	—
		緊急設備 非常用照明	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	C	第1類
		緊急設備 防護壁	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉 (設置場所: 第2加工棟)	D	第1類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)		D	—	
火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)		C	第3類	
火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)		C	第3類	
消火設備 消火器		C	—	
消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)		C	第3類	

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	成型施設	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	C	第1類
		粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 —	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	C	第1類
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	C	—
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	C	第1類
		供給瓶 No. 2-1 供給瓶	C	第1類
		プレス No. 2-1 —	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	C	第1類
		計量設備架台 No. 4 —	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	C	第1類
		有軌道搬送装置 —	C	第1類
		連続焼結炉 No. 2-1 —	C	第1類
		自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	B	第1類
		空気混入防止機構 —	B	第1類
		失火検知機構 —	B	第1類
		過加熱防止機構 —	B	第1類
		冷却水圧力低下検知機構 —	C	第1類
		圧力逃がし機構 —	C	第1類
		可燃性ガス配管 —	B	第1類
		焼結ボート置台 焼結ボート置台部	C	第1類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	成型施設	焼結ボート置台	C	第1類
		焼結ボート解体部		
		ペレット搬送設備 No. 2-1	C	第1類
		ペレット移載部		
		ペレット搬送設備 No. 2-1	C	第1類
		SUSトレイ搬送部		
		ペレット搬送設備 No. 2-1	C	第1類
		SUSトレイ保管台部		
		センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類
		ペレット供給機		
		センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類
		センタレス研削盤		
		センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類
		ペレット乾燥機		
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	C	第1類
		ペレット検査台部		
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	C	第1類
		ペレット移載部		
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	C	第1類
		ペレット採取部		
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	C	第1類
		波板搬送コンベア No. 1 部		
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	C	第1類
	波板搬送コンベア No. 2 部			
	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置	C	第1類	
	目視検査部			
	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	C	第1類	
	入庫前コンベア部			
	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	C	第1類	
	波板移載部			
	センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類	
	研磨屑回収装置			
	センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類	
研削液タンク				
センタレス研削装置 No. 2-1	C	第1類		
配管				
計量設備架台 No. 7	C	第1類		
—				
ペレット検査台 No. 1	C	第1類		
—				
焙焼炉 No. 2-1 運搬台車	D	—		
—				
スクラップ保管ラック F 型運搬台車	D	—		
—				
ペレット運搬台車 No. 3	D	—		
—				
被覆施設	X線透過試験機 No. 1	C	第2類	
	—			
	ヘリウムリーク試験機 No. 1	C	第2類	
	トレイ挿入部			
	ヘリウムリーク試験機 No. 1	C	第2類	
ヘリウムリーク試験部				
燃料棒検査台 No. 1	C	第2類		
燃料棒移送 (B) 部				
燃料棒検査台 No. 1	C	第2類		
石定盤部				

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	被覆施設	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載 (3) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載 (4) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (1) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (2) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (1) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (5) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2) 部	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (6) 部	C	第2類
		組立施設	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1) —	C
	組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1) —		C	第2類
	組立機 No.1 組立定盤部		C	第2類
	組立機 No.1 スウェーピング部		C	第2類
	組立機 No.2 組立定盤部		C	第2類
	組立機 No.2 スウェーピング部		C	第2類
	燃料集合体取扱機 No.1 —		C	第2類
	縦型定盤 No.1 —		C	第2類
	燃料集合体外観検査装置 No.1 —		C	第2類
	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部		C	第2類
	立会検査定盤 No.1 石定盤部		C	第2類
	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部		C	第2類
	2 ton 天井クレーン No.1 —		C	第1類
	2. 8 ton 天井クレーン —		C	第1類
	燃料棒運搬台車 No.1 —		D	—

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	核燃料物 質の貯蔵 施設	スクラップ保管ラックF型No.2-1 —	C	第1類
		スクラップ保管ラックD型No.2-1 —	C	第1類
		スクラップ保管ラックE型No.2-1 —	C	第1類
		ペレット保管ラックD型No.2-1 —	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2	C	第1類
		ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	C	第1類
		ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	C	第1類
		ペレット保管ラックE型リフター —	C	第1類
		第2-2燃料集合体保管区域 —	D	—
		第2-3燃料集合体保管区域 —	D	—
		第2-1燃料集合体保管区域 —	D	—
		第2-4燃料集合体保管区域 —	D	—
		5ton天井クレーン —	C	第1類
		分析試料保管棚 —	C	第1類
		開発試料保管棚 —	C	第1類
		放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ(部屋排気系統) 排風機(301-F)	C
	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機(302-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅳ(部屋排気系統) 排風機(304-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅶ(部屋排気系統) 排風機(307-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-401)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅱ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-402)		C	第2類
	気体廃棄設備No.1系統Ⅲ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-403)	C	第2類	

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*3} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*3} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*3} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	C	第1類 ^{*1} 第2類 ^{*2} 第3類 ^{*3} 第3類 ^{*4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類

※1: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間 (防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1類の支持間隔とする区間を含む。)

※2: []側のフィルタユニット (FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408) から排風機 (301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F) までの区間

※3: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上にあり、第1類相当の支持構造物の固定を行う区間

※4: ※1、※2、※3に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU)	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC)	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) ダクト	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) ダクト	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ 差圧計	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) —	C	第1類、 第2類、 第3類 (第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4} を含む。)
		気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) —	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、給気系統) —	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) —	C	
		第1 廃棄物貯蔵棟 —	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	C	第3類 ^{※5}
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	C	第3類 ^{※5}		

※1: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1 類設備・機器及び避難経路に影響する区間 (防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1 類の支持間隔とする区間を含む。)

※2: 〇〇〇側のフィルタユニット (FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408) から排風機 (301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F) までの区間

※3: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1 類設備・機器に影響する区間以外の第1 類設備上にあり、第1 類相当の支持構造物の固定を行う区間

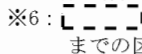
※4: ※1、※2、※3 に該当する区間以外の区間

※5: 第2 類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2 類相当の耐震評価をしている。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) ダクト	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) ダクト	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気フィルタ	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	C	第3類 ^{※5}

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の耐震評価をしている。

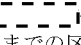
※6：側のフィルタユニット (No.1, No.2, No.5, No.8) から排風機 (No.1, No.2, No.3, No.4, No.5, No.6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	C	第3類 ^{※5}
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	C	第3類 ^{※5}
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	C	第2類 (第2類 ^{※6} を含む。)、 第3類 (第3類 ^{※5} 、 第3類 ^{※7} を含む。)
		第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	C	第3類
		第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	C	第3類
		第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	C	第3類
		第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.1	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.2	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.3	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.4	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	C	第3類
		第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	C	第3類
		第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	C	第3類
		第1 廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	C	第3類
		第1 廃液処理設備 処理水槽 No.1	C	第3類
		第1 廃液処理設備 処理水槽 No.2	C	第3類
第1 廃液処理設備 処理水槽 No.3	C	第3類		
第1 廃液処理設備 処理水槽 No.4	C	第3類		
第1 廃液処理設備 配管	C	第3類		
分析廃液処理設備 反応槽	C	第3類		

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の耐震評価をしている。

※6：側のフィルタユニット (No.1, No.2, No.5, No.8) から排風機 (No.1, No.2, No.3, No.4, No.5, No.6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	C	第3類
		分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	C	第3類
		分析廃液処理設備 配管	C	第3類
		開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	C	第3類
		開発室廃液処理設備 遠心分離機	C	第3類
		開発室廃液処理設備 貯槽	C	第3類
		開発室廃液処理設備 配管	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	C	第3類
		第2廃液処理設備 凝集槽	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 1	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 2	C	第3類
		第2廃液処理設備 加圧脱水機	C	第3類
		第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	C	第3類
		第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	C	第3類
		第2廃液処理設備 配管	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 配管	C	第3類
		W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	C	第3類
		W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	C	第3類
		W1廃液処理設備 タンク No. 1	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	W1 廃液処理設備 タンク No. 2	C	第3類
		W1 廃液処理設備 タンク No. 3	C	第3類
		W1 廃液処理設備 ろ過機	C	第3類
		W1 廃液処理設備 圧搾脱水機	C	第3類
		W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	C	第3類
		W1 廃液処理設備 受水槽	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	C	第3類
		W1 廃液処理設備 配管	C	第3類
		焼却設備 焼却炉	B	第2類
		失火検知機構 —	B	第2類
		過加熱防止機構 —	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	B	第2類
		焼却設備 バグフィルタ	C	第2類
		焼却設備 投入プッシャ	C	第2類
		焼却設備 前処理フード	C	第2類
		焼却設備 フィルタ処理フード	C	第2類
		焼却設備 投入リフタ	C	第2類
		焼却設備 急冷塔	C	第2類
		湿式除染機 湿式除染部	C	第3類
		湿式除染機 水洗除染タンク	C	第3類 ^{※5}
		乾式除染機 —	C	第3類 ^{※5}
		保管廃棄設備 ————— 廃棄物保管区域	D	—
		ホイストクレーン 2トンチェンブロック	C	第2類
		ホイストクレーン 1トンチェンブロック	C	第2類

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の耐震評価をしている。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類	
令和4年11月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申請)	放射性廃 棄物の廃 棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 —	C	第3類	
		保管廃棄設備 — 廃棄物保管区域	D	—	
		ホイストクレーン 1トンチェンブロック	C	第3類	
	放射線管 理施設	ハンドフットクロスモニタ —	C	第3類	
		エアスニファ (管理区域内) —	C	第3類	
		エアスニファ (排気口) —	C	第3類	
		ダストモニタ (換気用モニタ) —	C	第2類	
		ダストモニタ (排気用モニタ) —	C	第2類	
		ガンマ線エリアモニタ 検出器	C	第3類	
		放射線監視盤 (ダストモニタ) —	C	第2類	
		放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	C	第2類	
		流し —	C	—	
		低バックグラウンドカウンタ —	C	—	
		気象観測装置 —	C	—	
		警報集中表示盤 —	C	—	
		その他の 加工施設	発電機・ポンプ棟 —	C	第2類・ 第3類 ^{※8}
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	C	第1類
	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3		C	第1類	
	消火設備 自動式の消火設備		C	第1類	
	消火設備 屋内消火栓		C	第3類	
	消火設備 屋外消火栓		C	第3類	
	消火設備 消火器		C	—	
	消火設備 可搬消防ポンプ		C	—	
	緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第2加工棟)		C	第1類	
	緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第1廃棄粒貯蔵棟)		C	第2類	
	緊急設備 遮水板		C	(※9)	
	緊急設備 避難通路		D	—	

※8: 発電機棟については第2類として設計し、ポンプ棟については、第2類の地震力を作用させても発電機棟に波及的影響を与えないことを確認したうえで、第3類として設計する。

※9: 遮水板の耐震重要度分類は、当該遮水板を設置する配管と同じ耐震重要度分類とする。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	その他の 加工施設	緊急設備 非常用照明	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	C	第3類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁)	C	第2類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)	C	第3類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第2加工棟 屋外)	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第1廃棄粒貯蔵棟 屋外)	C	第2類
		緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	C	第3類
		緊急設備 溢水時手動閉止弁	C	第3類
		緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	C	第3類
		緊急設備 堰・密閉構造扉 (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟)	D	第2類
		緊急設備 可搬型照明	C	—
		緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	C	第1類
		緊急設備 感震計	C	第1類
		緊急設備 防火ダンパー	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	C	第2類
		緊急設備 防水カバー	C	第1類 第2類 (※10)
緊急設備 防護板	C	第1類 第2類 第3類 (※11)		
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	C	第3類		

※10: 防水カバーの耐震重要度分類は、防護対象の設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの
囲い式フード、連続焼結炉 No. 2-1」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 焼却設備 焼却炉 灰出フードの給
気口」)

※11: 防護板の耐震重要度分類は、当該防護板を設置する設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: プレス No. 2-1、焙焼炉 No. 2-1 破砕装置、連続焼結炉 No. 2-1」、「第2加工棟
の第3類設備: 燃料開発設備 プレス」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋
排気系統) No. 1 排風機」)

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規発第 2211164号 (第5次申 請)	その他の 加工施設	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	D	—
		通信連絡設備 所外通信連絡設備	C	—
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	C	第3類
		非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	C	第2類
		非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	C	第2類
		非常用電源設備 A 非常用発電機	C	第2類
		分析設備 粉末取扱フード No. 1	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 2	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 3	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	C	第3類
		燃料開発設備 スクラップ処理装置	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	C	第2類
		燃料開発設備 粉末取扱フード	C	第2類
		燃料開発設備 プレス	C	第3類
		燃料開発設備 加熱炉	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	B	第2類
		— 空気混入防止機構	B	第2類
		— 過加熱防止機構	B	第2類
		— 圧力逃がし機構	C	第2類
		— 可燃性ガス配管	B	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	保全 区分	耐震重要 度分類
令和4年11 月16日付け 原規規発第 2211164号 (第5次申 請)	その他の 加工施設	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	B	第2類
		空気混入防止機構 —	B	第2類
		過加熱防止機構 —	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	B	第2類
		計量設備 上皿電子天秤	C	—
		放射線測定装置 —	C	—

加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書

加工施設のうち、設工認（第4次申請）に係る放射性廃棄物の廃棄施設（第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域）について、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由を以下に記す。

第5廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第5廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域は、放射性液体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。これらは、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のためであり、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域を撤去し、その代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 【-----】！ 廃棄物保管区域を新設するものである。

新規制基準への対応の経過措置期限後に第2廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）は、今後も継続しなければならない。このため、設工認（第4次申請）に基づいて、まず、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域の適合性を確認した上で、その完成した部分を使用する必要がある。なお、この使用前には、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性も合わせて確認する。また、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備である火災感知設備のうち自動火災報知設備（受信機）及び通信連絡設備のうち所内通信連絡設備（電話交換機）は、その系統の一部及び接続する非常用電源設備が第5次申請対象であるが、これら自動火災報知設備（受信機）、所内通信連絡設備（電話交換機）及び非常用電源設備についても適合性を確認することで第5廃棄物貯蔵棟の完成とし、使用するものとする。これにより、第2廃棄物貯蔵棟内に保管廃棄している放射性液体廃棄物を新設する第5廃棄物貯蔵棟内に移動させて、加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）を継続することができるものとなる。最後に、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域並びに第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）を撤去する。

なお、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備【-----】！ 廃棄物保管区域並びに第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は、現に認可を受けた保安規定に従って行う。

加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由に関する説明書

加工施設のうち、設工認（第4次申請）に係る放射性廃棄物の廃棄施設（第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備〔-----〕！ 廃棄物保管区域）について、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由を以下に記す。

第5廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第5廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備〔-----〕！ 廃棄物保管区域は、放射性液体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。これらは、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のためであり、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備〔-----〕！ 廃棄物保管区域を撤去し、その代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備〔-----〕！ 〔-----〕！ 廃棄物保管区域を新設するものである。

新規制基準への対応の経過措置期限後に第2廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）は、今後も継続しなければならない。このため、設工認（第4次申請）に基づいて、まず、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備〔-----〕！ 廃棄物保管区域の適合性を確認した上で、その完成した部分を使用する必要がある。なお、この使用の前には、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性を合わせて確認する。また、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備である火災感知設備のうち自動火災報知設備（受信機）及び通信連絡設備のうち所内通信連絡設備（電話交換機）は、その系統の一部及び接続する非常用電源設備が第5次申請対象であるが、これら自動火災報知設備（受信機）、所内通信連絡設備（電話交換機）及び非常用電源設備についても適合性を確認することで第5廃棄物貯蔵棟の完成とし、使用するものとする。また、先行する設工認（第3次申請）に基づく第1加工棟の付属設備（通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）））の適合性を合わせて確認する。これにより、第2廃棄物貯蔵棟内に保管廃棄している放射性液体廃棄物を新設する第5廃棄物貯蔵棟内に移動させて、加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）を継続することができるものとなる。この放射性液体廃棄物の移動は、作業中の防火管理、放射線管理等に係る注意事項を含め設工認（第4次申請）の工事の方法に従って行い、移動の数日間のみ第2廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟を併用するが、移動完了後は第5廃棄物貯蔵棟のみにおいて放射性液体廃棄物を保管廃棄するものである。最後に、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備〔-----〕！ 廃棄物保管区域並びに第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）を撤去する。

放射性液体廃棄物を第5廃棄物貯蔵棟内に移動する前に必要なすべての使用前事業者検査が完了し、使用前確認を行った日以降を使用の期間とする理由は、放射性廃棄物の保管廃棄に係る安全性を向上し、設工認（第5次申請）対象の第5廃棄物貯蔵棟の建物外部の工事を開始し、新規制基準対応工事中に発生する放射性廃棄物の保管廃棄を行えないことによる新規制基準対応工事中断を防ぐためである。放射性廃棄物の保管廃棄に係る安全性の向

上としては、第3廃棄物貯蔵棟の付属設備であるW3防護壁の設置工事に干渉する第2廃棄物貯蔵棟を撤去することでW3防護壁の設置が可能となるため第3廃棄物貯蔵棟の竜巻に対する安全性が向上すること、並びに耐震性能及び耐竜巻性能が向上した第5廃棄物貯蔵棟及び耐竜巻性能が向上した第3廃棄物貯蔵棟を早期に使用することが可能となることで、放射性廃棄物の保管廃棄に対する外部事象によるリスクを低下させ安全性を確保することである。設工認（第5次申請）対象の第5廃棄物貯蔵棟の建物外部の工事は、新規制基準対応工事全体におけるクリティカルパスであり、重機の動線確保の観点から工事順序の入れ替えができない工程となっていることから、第2廃棄物貯蔵棟から第5廃棄物貯蔵棟への放射性廃棄物の移動ができない場合には、この一連の工事を進めることができない。新規制基準対応工事中に発生する放射性廃棄物の保管廃棄については、設工認（第5次申請）工事により発生する大量の放射性廃棄物は第3廃棄物貯蔵棟にも運搬し保管する必要があるが、第3廃棄物貯蔵棟の付属設備であるW3防護壁の設置工事中は、第3廃棄物貯蔵棟の搬入口前の掘削作業等により廃棄物の運搬が不可能となる。また、当該W3防護壁の設置工事は第2廃棄物貯蔵棟と干渉するため、まず、第2廃棄物貯蔵棟に保管している放射性廃棄物を第5廃棄物貯蔵棟に移動して第2廃棄物貯蔵棟を撤去し、W3防護壁が完了した後、第3廃棄物貯蔵棟への発生する廃棄物の運搬を再開し、放射性廃棄物の保管廃棄逼迫による新規制基準対応工事の中断を防ぐものである。

なお、第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備[] 廃棄物保管区域並びに第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備）の適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は、現に認可を受けた保安規定に従って行う。この保安規定に基づく第5廃棄物貯蔵棟の維持管理及び運用としては、第5廃棄物貯蔵棟に一時的な管理区域（区分：第2種管理区域）を設定し恒設の管理区域に対するものと同様の管理を行うとともに、第5廃棄物貯蔵棟を保全対象範囲として選定し保全計画に盛り込む。第5廃棄物貯蔵棟の施設の維持管理及び放射性廃棄物の管理については、第2廃棄物貯蔵棟における管理手順の内容から変更はなく、管理手順に係る下位文書において施設名称の置き換え等の対応をとり、保安の確保上支障がないことを社内手続き（核燃料安全員会での審議）により確認する。